ID:　1015

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	勧告履行命令(特定農業用ため池等に係るものを除く。)
例規名 根拠条項	ため池の保全等に関する条例　第22条第2項
例規番号	平成27年兵庫県条例第18号

【根拠条文】

(必要な措置の勧告及び命令)

第22条　知事は、前条第1項の規定によるため池等の管理の状況についての報告又はため池等の測量若しくは調査の結果、堤体からの漏水、堤体の変形等により災害を発生させるおそれがあると認められるときは、所有者等に対し、当該ため池の水位の引下げ、当該ため池等の施設の改修又は撤去その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2　知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合においては、当該者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3　所有者等は、第1項の規定による勧告又は前項の規定による命令に係る措置を講じたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	令和2年9月30日	**最終変更年月日**	令和5年6月30日